

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

第1回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 平成27年7月3日（火） 14：00～16：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 21 名

[主な議題と内容]

- 1 各専門部会の活動報告について
(相談支援部会、権利擁護部会、子ども支援部会、災害時支援部会、就労支援部会、精神障害者支援部会、当事者部会)
- 2 障害者差別解消法の施行に関する取組について
- 3 第1回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会の取組について
- 4 平27年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の取組について

第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 平成27年10月5日（月） 14：00～16：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 26 名

[主な議題と内容]

- 1 各専門部会の活動報告について
(相談支援部会、権利擁護部会、子ども支援部会、災害時支援部会、就労支援部会、精神障害者支援部会、当事者部会)
- 2 第2回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会の内容について

第3回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 平成28年2月4日（木） 14：00～16：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 名

[主な議題と内容]

- 1 平成27年度各専門部会の活動報告
(相談支援部会、権利擁護部会、子ども支援部会、災害時支援部会、就労支援部会、精神障害者支援部会、当事者部会)
- 2 平成27年度相談支援事業実施状況報告について
- 3 伊勢原市における障害者差別解消法の取組について
- 4 平成28年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の取組について
- 5 第3回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会の内容について

企画運営会議

第1回企画運営会議

日時 平成27年6月25日（木） 14：00～16：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 13 名

[主な議題と内容]

- 1 平成27年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会各専門部会の取組について
(相談支援部会、権利擁護部会、子ども支援部会、災害時支援部会、就労支援部会、精神障害者支援部会、当事者部会)
- 2 第1回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会内容について

第2回企画運営会議

日時 平成27年9月28日（月） 14：00～16：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 12 名

[主な議題と内容]

- 1 各専門部会の取組について
(相談支援部会、権利擁護部会、子ども支援部会、災害時支援部会、就労支援部会、精神障害者支援部会、当事者部会)
- 2 第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会内容について

第3回企画運営会議

日時 平成28年1月26日（火） 14：00～16：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 11 名

[主な議題と内容]

- 1 各専門部会の活動報告について
(相談支援部会、権利擁護部会、子ども支援部会、災害時支援部会、就労支援部会、精神障害者支援部会、当事者部会)
- 2 平成28年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の取組について
- 3 第3回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会内容について

相談支援部会

第1回相談支援部会

日時 平成27年4月22（水） 18：00～20：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 22名

[主な議題と内容]

1 平成26年度相談支援事業実績について

※資料「平成26年度障害者相談支援事業実績状況報告」について事務局説明

- ・平成24年度より相談支援事業所による相談支援が始まったことにより、平成24年度3,424件より、平成26年度8,196件と相談件数が約2.4倍の増加。主に知的障害、精神障害、児童の相談が多い。
- ・支援方法においては、訪問件数が平成24年度733件より、平成26年度1,953件と増加。訪問によるアセスメント及び丁寧な相談対応が実施されているものと推測できる。
- ・電話件数においては、精神障害者からの相談が多く平成24年度2,435件より、平成26年度5,396件と増加。
- ・相談内容は「福祉サービスの利用に関する支援」が平成24年度3,290件より、平成26年度11,292件と約3.4倍の増加。これはサービス等利用計画（障害児支援計画）の作成に関する相談が多い。
- ・「健康医療に関する支援」については、精神障害者の相談件数が増加していることより通院医療に関する相談が多いものと推測する。
- ・相談支援事業所数は、平成27年4月1日現在で8事業所。相談支援専門員数は20人（専従10人、兼務10人）。現在2事業所より事業所登録に関する相談を受けている。

2 平成27年度相談支援部会開催スケジュールについて

※「平成27年度障がい者とくらしを考える協議会予定表」「平成27年度相談支援部会スケジュール（案）」について事務局説明

- ・相談支援部会は年11回（5月開催を除く）を予定。
- ・事業所見学ツアーを年2回、相談員スキルアップ研修を年4回予定。
- ・触法、虐待、発達障害、性教育等事例をもとにグループスーパービジョン等の手法を用いたスキルアップ研修の実施を検討する。
- ・県発達障害者支援センター（中井やまゆり園）ケース会議等他機関の研修会等の活用も考えていきたい。

3 平成27年度相談支援事業委託について

※「障害者相談支援のながれ（フロー図）」について事務局より説明

- ・事業の対象者は、計画相談支援（個別給付）につながらない人で、計画相談支援が必要であると市が決定した人。
 - ・対象者のイメージは、地域生活支援事業のみの利用者や、一般就労している障害者、虐待ケース等で、モニタリングを3カ月に1回以上実施する人を想定している。
 - ・計画名は「生活応援プラン」「継続生活応援プラン」とする。
 - ・支払については、プランの提出をもって実績払いとする。
(生活応援プラン：1件当たり16,638円、継続生活応援プラン：1件当たり13,530円)
- 4 「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン（Ver.1）」について
- ※「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン（Ver.1）」について圏域ナビ岡西氏より説明
- ・相談支援事業所及び相談支援専門員の役割について、他機関への周知が必要との意見あり。
- 5 その他
- 下記資料について事務局等より情報提供あり
- ・計画相談支援、障害児相談支援における加算新設に伴う事業所登録について
 - ・就労継続支援B型利用にかかる就労アセスメントの変更点について
 - ・「伊勢原市障害者ピアのつどい」について
 - ・「チャレンジデイ ISEHARA 2015」への参加について

第2回相談支援部会(福祉事業所見学ツアー)

日時 平成27年6月17(水) 9:00~16:00

場所 午前: 湘南福祉工場(就労継続支援A型)

午後: ひびた(生活介護)、ココおおやまみち(共同生活援助)

参加人数 午前 13名 午後 18名

[主な議題と内容]

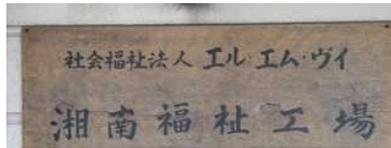
1 湘南福祉工場(就労継続支援A型)見学

- ・平成3年4月に身体福祉工場としてスタート、平成23年4月に就労継続支援A型(雇用型)へ移行し、平成25年11月に就労継続支援A型(非雇用型)を併設する。
- ・雇用型
定員10名(男性9名、女性1名)、1日6時間勤務
同敷地内にある、神谷コーポレーション湘南(株)より委託を受け、木材の切断、扉運送時の保護用段ボールの組立、場内の清掃活動、部品の袋詰め等を行っている。
- ・非雇用型
定員5名(男性3名:知的2名、精神1名)、1日6時間勤務
フジケース(株)、太田精工(株)より委託を受け、紙製品の組立、封入、ペンの組立、金具の圧入等を行っている。
- ・職員体制は、管理者兼サービス管理責任者1名(常勤)、生活支援員1名(常勤)、職業指導員1名(非常勤)※生活支援員は、精神保健福祉士、社会福祉士資格あり
- ・一般就労実績は、平成25年度2名(雇用型より)、平成26年度0名
- ・賃金は、雇用型は平均月69,870円、非雇用型は平均月3,000円

<質疑応答>

- ・一般就労先はどこか?その後のフォローは?
→ 神谷コーポレーション湘南へ就労。同敷地内のため時間がある時には顔を出すようにしている。
- ・利用者の年齢は?
→ 最高年齢が55歳で、38年目の勤務になる。
- ・相談員との連携はどのように考えているか?
→ 相談員と役割分担しながら、同じ支援方針に基づき連携を図っていきたい。

<見学の様子>



2 秦野精華園 伊勢原市西部地区生活介護事業所 ひびた（生活介護）見学

- ・定員 20 名（内 17 名利用）、重度障害の方が多い（障害支援区分平均 5.3）
- ・日中活動は、概ね 10:00～15:00 の間で、歩行グループと室内活動グループに分け対応している。
- ・送迎は、半数が家族送迎であり、それ以外は施設送迎を行っている。
- ・昼食は、秦野精華園より配達。カロリー食や刻み食等利用者に合わせ提供している。

<質疑応答>

- ・医療的ケアの必要な利用者はいらっしゃいますか？
→ 以前はいたが、今はいない。
- ・看護師等の配置はあるのか？
→ 理学療法士が3ヶ月に1回、看護師が週2回（昼のみ）来所対応あり。
- ・重度障害者の利用が多く、何か特別な配慮等はされているのか？
→ 言葉遣いや、身だしなみ等ゆっくり、丁寧な対応を常に心がけている。

<見学の様子>



3 ココおおやまみち（共同生活援助）見学

- ・H26. 12月～開所。
- ・定員7名（男性7名：知的：32～55歳）
- ・支援員は11名、夜間も支援員常駐。
- ・利用料は、家賃45,000円、光熱費等含め月84,000円。
- ・日中活動は、一般就労が1名、就労継続支援B型5名、生活介護1名。
- ・土日も含め3食食事提供している。
- ・週末は自宅へ帰宅する人が3名、その他はホームにて過ごされている。

<見学の様子>



第3回相談支援部会

日時 平成27年7月15日（水） 10：00～12：00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 18名

【主な議題と内容】

1 相談員スキルアップ研修 その1 「簡易的手法での事例検討の仕方」

コーディネーター：湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
丹沢自律生活センター総合相談室 岡西博一氏

(1) 事例検討会を開催する目的

- ・相談支援専門員のスキルアップ、負担や不安の軽減・解消、チーム作り

(2) ケースカンファレンスの展開

(6人ずつ3グループに分かれて意見を出しあう)

① 事例提供

子ども家庭相談室の高木氏より事例の概要の説明を受ける。

<事例概要>

本児の対応のしづらさを、どう関係機関において整理したら良いか。

- ・療育支援の必要性、利用について、母へのアプローチの仕方について
(多動や対人面において課題が多いお子さんの特性についての理解について)
- ・学校等に対し、子の特徴の理解を求め、対応できなければ転校するなど関係性が継続しない保護者との関係づくりについて
(キーになる相談機関はどこが良いか)

② 追加情報の整理（支援していくために必要と思われる情報は何か意見を出し合う）

③ 事例の強み（支援に生かしていくためのケースの強みを考え意見を出し合う）

④ 課題の整理・支援のアイデア出し

⑤ 事例提供者からのフィードバック

- ・相談者の最初の困り感が強くイメージを作ってしまった、支援者の視野を狭くしてしまい、本来の相談者の姿が見えなくなってしまう危険性があると思った。
- ・相談を受けた人だけでは解決できないこともある。いろんな視点から相談者を見ていく必要がある。
- ・関係機関は連携するだけでなく、それぞれの強みを生かすことが必要。

2 その他情報交換

○精神障害者支援部会より

- ・第2回ピアのつどいのご案内について
- ・第1回家族サロンのご案内について

第4回相談支援部会(懇親会)

日時 平成27年8月21日(金) 18:30~21:00

場所 鶏料理と串の店 とりす

参加人数 16名

第5回相談支援部会

日時 平成27年9月15日(火) 10:00~17:00

場所 午前: Leaf 海老名教室 見学(児童発達支援)

午後: 海老名市立わかば学園(児童発達支援センター・放課後等デイサービス等)

参加人数 午前 9名、午後 7名

[主な議題と内容]

1 「Leaf 海老名教室」見学

- ・2005年に「障害のない社会をつくる」を理念に(株)LITALICO(りたりこ)を設立。
- ・事業所数(2015年4月現在)
 - ・就労支援事業所 ウィングル 45拠点
 - ・学習塾 Leaf プロGRESS(6歳~18歳) 16拠点
 - ・総合幼児教室 Leaf ジュニア(0歳~6歳) 33拠点
 - ・IT×ものづくり教室 Qremo 2拠点
- ・「ウィングル」で就労支援を行っていた中で、もっと早い時期より適切な指導を受ける必要があるのではと考え、4年前にLeafが設立された。
- ・時間割
 - 個別指導(毎日、50分間:指導45分、保護者へのフィードバック5分)
 - 小集団指導(週3回、2時間:指導1.5時間、保護者へのフィードバック30分)
 - 集団指導(週1回、3時間:指導2.5時間、保護者へのフィードバック30分)
 - 保護者と分離する形で指導をし、保護者はモニターにて子どもの様子、指導内容を確認することができる。
- ・海老名教室の利用状況
 - 平成27年7月に開所。
 - 児童発達支援(約90名)、学習支援(約70名)、併用者は1名
 - 1日定員10名、児童発達支援の待機者は30名程度。
 - ※学習支援とは、民間の学習塾としての利用
 - 月謝 就学前 グループ4,500円/回、個別6,500円/回
 - 就学後 グループ6,500円/回、個別8,000円/回
 - コミュニケーションに課題がある子や、不登校生徒の利用が多い。

児童発達支援では、7割近くが週1回の利用。また、6割が海老名市在住。

学齢児は学習支援のみで、放課後等デイサービスは実施していない。

- ・学習支援と併設している理由は、受給者証をもらうことに抵抗がある、利用日数に制限があるなどの意見があり、保護者の選択肢を与えるため実施している。



保護者は個室での指導の様子が、モニターで確認することができ、指導終了後には指導員からのフィードバックがある。その他にも個別面談を行い、保育所等と連絡帳を活用して連携を図るなどしているとのこと。また情報共有ツールとして「Leaf サポートブック」も用意されておりホームページよりダウンロードできるようになっている。



海老名駅より徒歩6分程度のビル4階の場所にあり、民間システムを取り入れたサービス提供を行っている。伊勢原市の利用者もいることより、今後連携を図っていきたい。

2 「海老名市立わかば学園」見学

・事業概要

児童発達支援事業、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業、海老名市単独事業
(療育時支援事業、リハビリテーション事業、出張療育相談事業)

○児童発達支援事業

平成27年9月より児童発達支援センターへ移行

① 通園療育

ひまわり・すみれ

4、5歳児(主に知的及び発達障害)、分離療育

登録28名(1日14~18名利用)幼稚園との並行通園が多い

ちゅうりっぷ

2歳児以上(肢体不自由児)、3歳児以下は母子通園、4歳児以上は分離療育

登録6名

たんぽぽ

3歳児(主に知的及び発達障害)、親子通園

登録12名(1日5~7名利用)保育園との並行通園が多い

※施設送迎があり、母子で利用。

②療育相談

個別相談(50分/回)、グループ相談(1.5時間/回)

→ 児童発達支援として契約

登録75名

○放課後等デイサービス

①わかばっこクラブ

支援級及び養護学校在籍の小学生、登録60名(月1回)

②わかば塾

普通級に在籍する小・中学生、登録45名(月1回)

※所属校の特別支援コーディネーターからの意見書が必要

○障害児相談支援事業

海老名市在住の18歳未満の児童を対象とし「障害児支援計画」を作成

※海老名市は現在セルフプランが主体

○海老名市単独事業

①療育時支援事業

通園療育を利用するお子さんのきょうだい児保育

②リハビリテーション事業

PT、OTによる個別訓練を実施、64歳まで1回50分

③出張療育相談事業

市内保育園、幼稚園を対象とした巡回相談

臨床心理士及び臨床発達心理士が各園を訪問



3 海老名市の事業実績について

○人口 129,797 人 (H27.9.1 現在)

身体障害者手帳 3,258 人、療育手帳 742 人 (平成 26 年度)

※伊勢原市における手帳交付者数

身体障害者手帳 2,773 人、療育手帳 634 人 (平成 26 年度)

○児童通所給付費 (H27.9.1 現在)

支給決定者数

児童発達支援 160 人、放課後等デイ 244 人、保育所等訪問 25 人、
障害児相談支援 7 人

※伊勢原市における平成 26 年度利用実績

児童発達支援 287 人、放課後等デイ 134 人、保育所等訪問 31 人、
障害児相談支援 266 人

○自立支援協議会について

※地域活動支援センター結夢に委託

自立支援協議会、年3回、事務局会議、年7回

チーム育つ・学ぶ（児童通所等について）年4回

チーム暮らす（防災等について）年7回

チーム活動する・あそぶ（余暇支援等について）年7回

チーム働く（就労支援等について）年6回

チームまもる・つながる（権利擁護等について）年5回

チーム広げる（啓発活動等について）平成27年度～、年4回以上予定

児童発達支援センターへ移行に伴い、給食の提供、送迎を全利用児対象に、音楽療法による指導の取り入れ、ペアレントトレーニング、ピアカウンセリング事業を追加したとのこと。わかば学園が児童通所事業に関して中心的に実施している中、民間事業所の利用ニーズが増えており、相談支援事業の充実が求められるとのこと。



海老名市は伊勢原市と規模的には同じくらいであり、地域拠点の整備として障害児施設の機能強化を図られている点について、今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。

権利擁護部会

第1回権利擁護部会(当事者部会合同開催)

日時	平成27年6月3日(水) 10:00~12:00
場所	伊勢原市役所 2階 2C・2D会議室
参加人数	権利擁護部会員 7名、当事者部会員 13名、行政職員 6名 計 26名

[主な議題と内容]

1 障害者差別解消法に関する勉強会

「障害者差別解消法の概要と、施行に向けた湘南西部圏域における取組みについて」

講師：平塚市福祉部福祉総務課地域福祉担当 主査 又村あおい氏

※資料参照

<講義内容のポイント>

- ・平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けた準備を各市町村で行わなければならない。3市2町(平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮)については圏域単位で検討を行うこととし、準備をすすめているところである。
- ・障害者権利条約の批准に向けた法整備の一つとして障害者差別解消法がある。
- ・障害者基本法第4条の障害者差別の禁止の考え方を具体的に実行できるような内容を記載したものが障害者差別解消法であり、障害のあるなし関係なくお互いを認め合うことが法律の目的であるため、直接差別をした者に対して罰する規定ではない。
- ・社会的障壁の除去(バリアを取り除く)ということは、それを必要としている人がいて、かつ大変(過重な負担)でない場合は、その実施について必要かつ合理的配慮がなされなければならない。
- ・過重な負担でない(普通に考えられる範囲の)配慮を行わなかった場合に差別となる。
- ・法律の対象となるのは「行政機関」と「事業者」であり、事業者は事業規模を問わない、また営利・非営利を問わないものであるため、障害者団体やサークル、PTAや自治会等幅広い範囲が事業者として位置付けられることになる。
- ・個人について定義はおかれていない。個人がしてしまう障害者差別についてはこの法律の対象ではない。あくまでも行政と事業者が対象。しかし、個人の障害者に対する誤った認識等について啓発活動を通じて対応することは可能である。
- ・障害がある人同士の差別については、この法律の規定にはない。
- ・行政は、障害者差別の解消に関する施策を策定(障害者計画)し実施しなければならないという義務に対し、国民は差別の解消に努めることが義務となる。
- ・行政機関は不当な差別的取扱いをしてはならない、合理的配慮についてもしなければならないことに対し、事業者は不当な差別的取扱いをしてはならないが、合理的配慮については努めなければならないという努力義務であり、これは事業所の規模に違いがあるため。

- ・ 不当な差別的取扱いは、正当な理由なく障害者であることを理由に権利利益を侵害するような行為のことをいい、正当な理由がある場合においては差別的取扱いにはならない。
- ・ 正当な理由がある場合は差別にはならないが、障害者にその理由を説明する必要がある、理解を得られるよう努めることが望ましい。
- ・ 合理的配慮は、相手方が求める意思表示があった場合に行うことであり、勝手に提供することは余計なお世話になってしまう。
- ・ 意思表示が難しい方については、本人だけでなく家族や支援者が代わりに行った意思表示も含まれる。
- ・ 合理的配慮を事前に準備をすること（環境の整備）は努力義務となる。
- ・ 障害者差別解消法に関して行政だけでなく、事業者、当事者等も含め検討する必要があるため、ネットワークの構築（地域協議会の設置）することが規定されている。
- ・ この地域協議会を、湘南西部圏域で共同設置することを考えており、事例、アイデアも集めやすく、事業者もエリアが共通するため構成メンバーに呼びやすい。
- ・ 地域協議会に求められるものは、情報や注意点の共有、広報周知、ヒアリング、差別に対する積極的解決等。
- ・ 行政は、基本方針（H27. 2. 24 閣議決定）をベースに、対応要領、対応指針を作成することになっている。
- ・ 対応要領とは、国、地方公共団体職員の行動マニュアル。国は必ず作成し、地方公共団体は努力義務となっているが、湘南西部圏域においては地域協議会において来年4月に向け対応要領（案）まとめる予定。
- ・ 対応指針とは、事業者向けの行動マニュアル。福祉、教育等事業分野ごとに国が作成する。

<質疑応答>

- ・ アメリカ ADA 法では差別禁止となっているが、日本は解消法となっている。合理的配慮を考えて欲しい旨事業者等へ要望しても、予算がないからと断られてしまい、障害者自身が諦めてしまうことになるのではないかと。
- ADA 法は、障害者差別は禁止であり、違反すると損害賠償を請求できる仕組みとなっている。強制力のある仕組みとして評価はあるかもしれないが、日本に合うのかという議論が日本でもあった。相互理解の上に共生があり、事業所側の経済的に苦しい状況も踏まえ地域として考えざるを得ない。当初、検討委員会の中では差別禁止という文言、罰則規定を盛り込むとの案もあったが、そこを強く押し出すことで「この法律があるから、障害のある人と関わると大変なことになる」などの逆効果が懸念され、そのため双方が歩み寄り、折り合うことも期待され「差別解消」という文言となった。

- ・車いすを持ち上げるには4人絶対必要というわけではなく、車いすは車いす、人は人で運ぶ方法もある
 - 合理的配慮の方法についてはいろいろな方法がある。3人でできる方法、2人でできる方法を提案するなど対話をする事で対応が可能となる。お互いに対話することが重要である。
- ・精神障害者の場合は相手が精神障害を理解してもらえないと難しい。理由もなく嫌がられてしまう。
 - 理由なく断られることだけはやめようというのがこの法律。障害特性の理解や、環境整備の促進等、行政の取組みとして啓発活動を行うのも前向きな改善になると思われる。
- ・職員それぞれ資質や個性があり対応にもばらつきがある。個人に対する罰則などを規程する必要があるのか。
 - あくまでも権利利益の侵害があったかどうか。職員の個性の中で気分を害したとしても、手続き等ができた、サービスが提供されたのであれば、この法律に基づく対処にはならない。職員の対応要領は服務規律の一貫であるとしている。法に照らし合わせ不適切な対応については服務規律に基づく何らかの処分の対象となるが、職員の個性、接遇の中での不適切な対応があった場合においては、障害のあるなしに関わらず、職員の接遇という観点から質の向上を図る必要がある。その上で、法律上の障害者差別を繰り返すような職員がいた場合においては、何もしないわけにはいかないと考える。

2 平成27年度権利擁護部会・当事者部会の取組み予定について
 ※事務局より部会日程について説明

第2回権利擁護部会

日時	平成27年9月8日（火） 13：30～15：00
場所	伊勢原市役所 2階 2C会議室
参加人数	7名

[主な議題と内容]

- 1 伊勢原市における障害者差別解消法に関する取組経過について
 - 「職員対応要領」の作成について、厚労省における対応要領（案）を参考に当事者部会において行ったヒアリング結果について報告し、情報交換を行う。
 - ※第2回当事者部会活動報告参照
 - ・普段障害者と関わりのない職員は、突然対応要領に基づく障害者対応を求められても抵抗があるのではないかと。まずは障害者理解についての説明が必要かもしれない。
 - ・障害者自身は対応してもらえないから仕方ない、介護者は自分が対応するから大丈夫など、対応してもらえないことが当たり前になってしまっているところがある。

・行政から民間事業所へ広まることを期待したい。そのためには啓発活動が必要ではないか。

→ モデル協議会の経過報告等について、必要に応じ情報提供することとする。

2 平成 27 年度障害者虐待対応相談件数について

平成 27 年 8 月末現在において、養護者による虐待 1 件、施設従事者による虐待 1 件の相談あり。

- ・施設従事者の資質向上への取組については、事業所管理者への働きかけが重要。
- ・近年グループホームの新規設置が増加する中、世話人などが研修に参加する機会が少ない。グループホームは障害者の夜間及び休日支援とのことで世話人の役割も大きく、負担も大きい。そのため虐待につながる可能性も少なくはない。権利擁護部会として、世話人をターゲットに研修を実施してはどうか。

→ 第 4 回権利擁護部会（平成 28 年 1 月 12 日（火）午後 1:30～15:30）にてグループホーム世話人向け研修を企画することとする。

3 その他

○障害者週間街頭キャンペーン（第 3 回権利擁護部会）について

日時 平成 27 年 12 月 3 日（木）午後 1 時 30 分～予定

啓発物品については、障害者施設への発注（@100 円程度×700 個）を予定。

障害当事者への参加呼びかけも行う。

こども支援部会

第1回こども支援部会

日時 平成27年5月21日（木） 18：00～20：00

場所 伊勢原市役所 2階 20会議室

参加人数 10名

[主な議題と内容]

- 1 はぐくみサポートファイルの活用と中学校への周知について
 - ・平成27年度は中学校向けに説明会を実施予定。日程調整は事務局において行う。
 - ・はぐくみサポートファイルの取り扱いについて、学校側において認識のズレがある様子。今後、いろいろな機会を通じて周知の積み重ねが必要であるとする。
 - ・就学指導委員会における活用について一定の方針を設け、積極的な活用に向け担当課を含め検討をした方が良いとの意見あり。
- 2 勉強会～サポート校との情報交換等について
 - サポート校との情報交換について
 - ・サポート校を利用している子どもが最近多く、サポート校の概要や進路実績、支援体制等について知りたい。
 - ・サポート校の一覧表がほしい。
 - ・伊勢原から通学可能なところ(海老名、綾瀬など)の校舎に見学に行きたい。
 - 事務局にて調整を行う。
 - 事業所見学について
 - ・障害のある人が、どのようなサービスを使って、どのように成長するのか将来的なイメージをもつために、福祉サービスの利用の流れを知りたい。
 - 相談支援部会でグループホームや就労系事業所等の事業所見学ツアーを企画しているため、他部会の勉強会を活用する。
- 3 伊勢原市の「療育」についての意見交換
 - こどもWGの取組みについて、事務局より情報提供
 - H26.10月より、子ども家庭相談室、障害福祉課等において発達に不安のある子どもへの支援体制についてWGを設置し協議検討を積み重ねてきた。
 - その中で、既存の新規カンファレンスを「発達療育支援方針検討会」として行うこととし、平成27年度より療育機関（すこやか園、こども教室・あん）にも参加してもらい、まずは3回を目途に療育相談の現状及び課題等について情報共有を図ることとした。WGの取組みについては、こども支援部会でも報告または協議をしていきたいと考える。

<意見交換>

- ・伊勢原市の未就学の療育機関は2カ所しかなく、既に空きがない状態。療育支援の必要な児童を拾い上げるシステムは定着してきたが、タイムリーに療育機関につなげられない状態。
- ・療育機関ありきでは限界なのではないか、保育・教育・教育の協力が必要ではないか。
- ・子育てとして（妊娠期から）、誰もが触れられることのできる療育支援の仕組みが必要ではないか。
- ・支援が届かない人に対して保育所や幼稚園で手厚くフォローしてもらえない状況であり、保育所や幼稚園の受け入れ態勢の構築や、協力機関を増やしていく取り組みが必要。
- ・現在の伊勢原市における「療育」の状況を見極めて、現状としてできること、やりたいこと、今後も残していかなければならないことを精査する必要がある。

第2回こども支援部会

日時 平成27年7月21日（火） 10：00～12：00

場所 伊勢原市役所 2階 20会議室

参加人数 11名

[主な議題と内容]

- 1 勉強会～KTC 中央高等学院 厚木キャンパス見学ツアー～
 - ・サポート校見学ツアー案について事務局より説明。
- 2 こどもWGの取り組み経過について（子ども家庭相談室高木氏より）
 - ・療育支援につながるまでのサポートをどうするのか、療育支援につながらない人を保育園、幼稚園でどのように受け入れていくのか、巡回相談をどのように活用していくのかなどの課題について整理をしている。
 - ・就学前の段階で丁寧に関わることができていても、就学の時点で関わりが切れてしまうケースもあり、長期的につながることのできる支援が求められている。
 - ・支援が途切れてしまい、就学後に再度相談があるケースに対しては、子ども家庭相談室が相談窓口としての役割を担うと考えている。
 - ・第4回発達療育支援方針検討会は7月に開催予定。
WGについては、ある程度の整理ができて方向性も見えてきたので継続するかは検討中。

3 その他情報交換

○放課後等デイサービスと日中一時支援の支給量について

※事務局より説明

- ・放課後等デイサービス提供事業所の増設に伴い、放課後等デイサービスのニーズが増加・多様化することが予測されるため、支給決定基準を見直す。

【主な変更点】

〈放課後等デイサービス〉

原則月 10 日→原則月 15 日（ただし事情を鑑み概ね月 20 日を上限とする）

- ・支給決定基準は各市町村によって違いがある。利用者の視点でサービス内容や支給量について考える必要がある。

○平成 27 年 6 月までの計画相談実績について

※事務局より説明

- ・伊勢原市ではセルフプランは 2 名、ほぼ全員が相談支援事業所を利用。
- ・周辺市町村ではセルフプランの利用者も多く「なぜ伊勢原市ではセルフプランではいけないのか」という声が上がってきている。今後、伊勢原市としてセルフプランを考えていくべきなのか検討したい。
 - 相談支援事業所が間に入ることによって、サービスが切れても利用者をつながりを持ち続けられる。
 - 相談員と話すことによって知識や情報、新しい視点を得ることにつながる。
 - ライフステージに合わせて相談できる。
 - 理想としては相談支援を最初に利用して自己決定のスキル・知識が向上した上でセルフプランを各々作れるようになると良い。
 - もしセルフプランを可にするのであれば、親がプランの内容について相談できる窓口を作るなどのサポートが必要。
 - セルフプランを作る時間や労力を割けない親もいる、反面、セルフプランを使って自由にサービスを申請する親も出てくると考えられる。親としてどちらが楽なのかは様々。
 - 将来的には、介護保険のケアマネのように社会的に地位や役割が明確に確立され、利用者にとって多くの選択肢があるような形に相談支援もなれると良いと考えられる。
- ・3 年間伊勢原市では相談支援をつける形で事業を進めてきた。ある一定の評価をもらっている一方で、風当たりが強い部分もある。そこで、アンケート調査を実施するなど、来年度以降のあり方を見直し、方向性を考えていきたい。

事業所見学ツアー

日時	平成27年7月31日（金） 10：00～12：00
場所	通信制高校サポート校 KTC中央高等学院厚木キャンパス
参加人数	8名

[主な議題と内容]

- サポート校の概要について
 - ・高等学校には、全日制課程、定時制課程、通信制課程の3つの課程が有り、近年、通信制に通う生徒が増えている。
 - ・全日制、定時制は、一定以上の出席と定期試験での一定以上の成績が卒業のために必要となる。通信制では、レポートの提出、定められた日のスクーリング（登校）、単位認定試験の合格が卒業のために必要となる。
 - ・サポート校は、通信制課程のレポート提出や課題の理解、スクーリングをサポートし、通信制高校の卒業をサポートする場所である。よって、サポート校に通う場合には、通信制高校とサポート校の両方に入学してもらう形をとる。
 - ・サポート校にも様々な個性が有り、大学進学を考えている人向けのサポート校や、マンガや音楽など専門色を出しているサポート校、これら両者に対応できるようなサポート校等がある。
- 2 KTC 中央高等学院 厚木キャンパスについて
 - ・現在およそ 200 名の生徒が在籍。毎日 5 割～7 割の生徒が登校している。
1 クラスは 25～30 名（デイコース）。教員は 10 名配置。生徒からの指名で担任教師を選べるシステムとなっている。
 - ・KTC 中央高等学院の 3 年間での卒業率は 98%。
 - ・「レポート」は問題集のようなもので、記述量を減らして負担感を減らしたり、レポート内容について集団授業を行ったり、取り組みやすくするサポートを行っている。
 - ・スクーリングでは、1 年に 1 回 4 泊 5 日で屋久島の本校舎に宿泊学習を行う。全国の校舎から数名ずつ集まり約 140 人と共同生活を体験する。
 - ・単位認定試験は、スクーリング時に行う。また、追試や補講で単位のフォローも行っている。



災害時支援部会

第1回災害時支援部会

日時 平成27年7月22日（水） 10：00～12：00

場所 伊勢原市役所 3階 第3委員会室

参加人数 14名（内当事者参加 8名）

【主な議題と内容】

- 1 平成27年度「災害時支援部会」の取り組みについて
※「こども防災講座」及び「総合防災訓練」事務局より説明
 - ・社会福祉協議会主催「こども防災講座」への参加について
日程 7月27日（月） 午前8時30分～正午
場所 大田ふれあいセンター及び南分署
 - ・伊勢原市総合防災訓練への参加について
日時 8月30日（日） 午前8時30分～正午
場所 全広域避難所（17会場）
参加者 全住民
災害時支援部会参加予定場所 竹園小学校

第2回災害時支援部会(子ども防災講座)

日時 平成27年7月27日（月） 8：30～12：00

場所 大田ふれあいセンター・南分署

参加人数 講座参加者（小学生及び保護者）24名 障害当事者及び支援者等 41名
計65名

【主な議題と内容】

訓練内容

- (1) 「障害者に対する支援のコツ」について
障害福祉課職員より「災害が起こったとき障害のある人への支援の仕方について」のパンフレットについて説明。
- (2) 「災害が起こると困ること」 について、消防総務課警防係 による講話



(3) 各グループに分かれ体験を行う。

■卵の殻でのガラス体験・車椅子体験



ガラス体験では、ガラスの代わりに卵の殻を使用して行いました。

車椅子体験では、初めて車椅子に乗る子が多く、まっすぐに進めない、車輪に手を巻き込まれそうになるなどの難しさを感じながらも、楽しみながら体験していました。

■少ない水での洗濯体験



男の子は洗濯経験がなく、持ってきたハンカチを少ない水で一生懸命泡立て、洗っていました。

■盲導犬について



「お仕事中の盲導犬には目を合わせたり、声をかけたりしてはいけないよ」など、ペットではない、障害者のパートナーであることについて勉強をしました。

最後には、ハーネスを外してもらって（お仕事中ではない状態で）触らせてもらうことができました。

■ミニ手話講座



今日は簡単な手話を覚えて帰ってもらいました。「こんにちは、わたしの名前は〇〇です」「緑台小学校、〇年生です」など、それぞれ名前の表し方が違うため、お互い見せ合いながら手話表現を確認していました。

■はしご車乗車体験



■ポンプ車放水体験



はしご車の乗車体験、ポンプ車の放水体験は、子ども達にとって一番楽しみにしていた体験内容であったので、笑顔がいっぱいでした。



各体験コーナーに移動する際には、視覚障害者の誘導の仕方について、子ども達は順番に体験をしました。

ちょっと緊張している様子でしたが、ゆっくり歩くなど注意しながら誘導をしていました。

(4) ふれあい交流

視覚障害者の方、聴覚障害者の方、車椅子を利用している方よりそれぞれ災害が起きたときに困ることなどについてお話していただきました。



第3回災害時支援部会(総合防災訓練)

日時 平成27年8月30日(日) 8:30~12:00

場所 竹園小学校

参加人数 約200名

(内災害時支援部会より3名、当事者2名、手話通訳者2名、要約筆記者4名)

[主な議題と内容]

【訓練内容】

今年度は全広域避難所17カ所において実施される総合防災訓練において、「竹園小学校区」を対象にし、プラスワン訓練を「災害時要援護者支援訓練」とし、災害時支援部会において担当することとなった。

<訓練の流れ>

- 8:30 竹園小学校体育館集合、会場準備
- 10:00 避難所開設及び避難者受入れ
- 10:30 避難所運営会議
- 11:00 プラスワン訓練 →「災害時要援護者支援訓練」※災害時支援部会にて担当
- 11:40 防災備蓄倉庫の見学
- 12:00 避難所閉所
- 12:30 解散

<訓練の様子>

○竹園小学校に到着した時の様子



「避難者カード」を記載している様子。
リュックには“黄色いハンカチ（手をかしてください）”を付けています。



たくさんの方がいる避難所に入っても静かに座っているパートナー（盲導犬）。



今回は、災害時の聴覚障害者等に対する情報の文字化について意識していただくため、要約筆記を設置し、体育館内でアナウンスの内容を、スクリーンに表示しました。初めてご覧になる方もいて、要約筆記そのものの理解促進にもつながりました。

- (1) 障害福祉課職員より「災害が起こったとき障害のある人への支援の仕方について」のパンフレットについて説明。



- (2) 障害者の方のお話

視覚障害者の早乙女さんより、見えないと困ること、移動する際の介助の仕方や盲導犬についてお話していただきました。



聴覚障害者の山口さんより、聞こえないと困ること、情報の大切さについてお話していただきました。





地区民生委員の酉水さんより、日頃の何気ない声掛けや見守りの大切さについて、お話していただきました。

最後に、「黄色いハンカチ」、「コミュニケーションカード」についてもご紹介させていただきました。



第4回災害時支援部会

日時 平成27年12月14日（月） 13：30～15：30

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 11名

[主な議題と内容]

○平成27年度活動報告及び平成28年度の取組について

＜子ども防災講座アンケート結果報告＞ ※社協より

- ・参加者数 65名（緑台小学校生徒22名、保護者2名、向上高校ボランティア3名、災害ボランティアネットワーク10名、障害者7名、ボランティア6名、手話サークル2名、市消防署職員7名、障害福祉課職員2名、社協職員4名）
- ・講座を体験して「つまらなかった」との回答はなかった。
- ・「盲導犬を見たことがなかった」との回答が71%（17人）と多かった。
- ・「障害者と接したことがはじめて」との回答が63%（15人）と多かった。
- ・障害がある方が困っていたら、お手伝いできますかとの質問に対し全員ができる、またはたぶんできるとの回答があった。
- ・感想においても「これから障害者の人を助けたいと思った」と多くのコメントがあった。

＜意見交換＞

- ・子ども防災講座は、お子さんと一緒に楽しみながらできた。
- ・子ども達は障害者どう接したら良いのかわからずに、こわいと思っていたようだったので、子ども防災講座を通じてふれ合うことができて良かった。
- ・総合防災訓練では、避難支援補助員（情報伝達者）と一緒に避難所まで行くことができた。しかし、避難所に入所してからはどのような状況になっているのかの情報が入らずに全く様子がわからなかった。
- ・音声だけの情報が伝わらないため、避難所内にホワイトボードや黒板、模造紙などを備品として用意して欲しい。
- ・避難所に入所してからも要援護者等に対してきちんと支援がされるようにマニュアル化して欲しい。
 - 避難所運営会議の中で、避難所内の情報を集め、その際要援護者支援については会議内で検討することになっている。また、要援護者の把握については、要援護者登録者名簿と避難者カードの要援護者登録の有無のチェックとなっている。今回の訓練では、具体的な要援護者の支援訓練の内容にはなっていなかった。今後検討していきたい。
- ・避難する際に筆記用具を持参していなかったため、コミュニケーションを取ることができなかった。
- ・防災訓練において、障害当事者本人が支援の仕方について地域の人に直接話しをすることができたことについて、とても良かったと思う。
- ・訓練実施前に、地域の人と事前に打合せができる時間が欲しかった。

- ・今回訓練には付添い者がいたため様子がわかったが、一人で避難をしたらと考えたらとても不安に感じた。避難所内でちょっとした声掛けをしてもらえるとありがたい。
- ・避難所内で「ここに来て下さい」とのアナウンスがあった。障害者の場合はより具体的な案内等必要なことから、わかりやすいアナウンスの仕方について考えて欲しい。
- ・支援の必要な人であることがわかるように「黄色いハンカチ」を活用してはどうか。障害者も含めもっと広く周知できると良い。
- ・避難所受付時に、要援護者であることがわかるように目印（黄色いハンカチ等）を配布するなどの検討ができれば良いと感じた。
- ・防災訓練を担当する市職員自身が要援護者の支援方法について理解できていない部分があるため、市職員に対してレクチャーが必要と考える。
- ・自主防災会より訓練実施の相談があった場合、防災課からも要援護者の避難介助訓練等の実施についてアナウンスしていきたい。

<平成 28 年度の活動について>

当事者とともに災害時支援部会として継続した訓練への参加は必要であると考え、よって来年度においても「子ども防災講座」及び「総合防災訓練」への参加を検討していきたい。

就労支援部会

第1回就労支援部会

日時 平成27年5月18日（月） 10：00～12：00

場所 伊勢原市役所 2階 20会議室

参加人数 9名

[主な議題と内容]

1 平成27年度就労支援部会の取組みについて

(1) 障害者雇用促進月間の取組みについて

- ・昨年同様に障害者雇用促進セミナーを開催する。開催場所について、ハローワーク平塚の会場を借り行ってはどうか。
→ハローワーク平塚とセミナー周知等も含め検討する。
- ・セミナーを実施するにあたり障害者雇用率未達成の企業への意識調査・状況確認等のアンケートを実施してはどうか。
→9月実施には準備時間が足りないため、今年度は実施せず、来年度検討することとする。

(2) 企業、事業所訪問について

- ・見学、訪問をしたい施設を検討。卒業生でドロップアウトした人は、就職より就労継続支援や、就労移行支援が合うという人もいる。企業見学でなく、福祉事業所の見学についても検討してはどうか。
- ・平塚市は平成27年2月よりワークステーション「夢のたね」を庁舎内に開所。スタッフ2名を配置し、障害者を非常勤嘱託職員として雇用している。雇用期間は1年～最長3年としており、現在4人雇用しているとのこと。平塚市の取組みについて見学してはどうか。
→平塚市の見学を検討することとする。

(3) 「いせはら就労にゆうす」の発行について

今年も年2回発行予定。第10号は障害者雇用促進セミナーについて、第11号は事業所訪問（平塚市見学）の内容を掲載する予定。

(4) 伊勢原市役所における障害者インターンシップ事業の実施について

毎年2月に伊勢原養護学校（伊志田分教室）の生徒受け入れあり。福祉事業所からも希望があれば随時対応する。

2 その他情報交換

※各施設の近況報告等についての情報交換

精神障害者支援部会

第1回精神障害者支援部会

日時 平成27年5月28日（木） 14：00～15：30

場所 伊勢原市役所 50会議室

参加人数 7名

[主な議題と内容]

1 平成27年度精神障害者支援部会の取組みについて

(1) 部会について

今年度の部会開催はピアのつどいの後ではなく、平日開催（年4回）とし、その内家族サロンとの同日開催（2回）あり。

(2) 家族サロンについて

- ・年2回の開催を予定。
- ・周知について、保健福祉事務所主催「病気を考えるセミナー」（7月実施）や「引きこもり家族セミナー」（1月実施）の参加者へチラシ配布等を行う。

(3) ピアのつどいについて

- ・4月を除く偶数月第3日曜日での開催（年5回）を予定。
- ・毎回参加者が多い中、親睦を深めるフリースペース的なものではなく、ピア活動に向けたつどいであることについて、改めて確認が必要ではないか。
- ・4月を除いた偶数月での開催を予定しているが、8月は夏休み期間であるため参加者が少ない可能性がある。開催意向について参加者を含め確認してはどうか。
- ・当事者主体のものであるため、スタッフも全員参加ではなく1～2名程度（当番制）について検討してはどうか。
→ 第1回ピアのつどいにて確認する。

第1回精神障害者ピアのつどい

日時 平成27年6月21日(日) 13:30~15:00

場所 伊勢原シティプラザ 3階研修室

参加人数 19名 (内当事者 15名)

<平成27年度開催予定>

平成27年度ピアのつどい開催日時		場所
平成27年6月21日(日)	13:30~15:30	伊勢原シティプラザ(3階研修室)
8月9日(日)	13:30~15:30	伊勢原シティプラザ(3階研修室)
10月25日(日)	13:30~15:30	伊勢原シティプラザ(3階研修室)
12月20日(日)	13:30~15:30	伊勢原シティプラザ(3階研修室)
平成28年2月21日(日)	13:30~15:30	伊勢原シティプラザ(3階研修室)

[主な議題と内容]

1 本日のテーマ

- 「工夫していること」「家族との付き合い方」「仕事について」「薬・治療について」等
- ・入眠しやすくするために、ゲームをしたり音楽を聴いたりしている。
 - ・家族と買い物や外食したりする機会をつくってコミュニケーションを図るようにしている。
 - ・長く勤務できるよう、無理はせず体調が悪いときには上司にきちんと伝え、有給休暇をとるようにしている。
 - ・一人暮らしをしているため、電気代など節約するようにしている。
 - ・オン、オフの切り替えができるように映画を観に行くなど工夫している。
 - ・しっかり睡眠をとるようにしている。 など

2 ピアのつどいの開催回数について

- ・2ヶ月に1回、定期的で開催してほしい。(参加者全員)
- ・休日は外出せずに家にいることが多いため、外出する機会としても開催してほしい。
- ・参加することを楽しみにしている。
- ・参加できなくても定期に開催しているという安心感がほしい。

3 ピアのつどいの活動内容について

- ・情報交換する場として活用したい。
- ・自分のことを話すことで、自分自身を高めることができる。
- ・交流をもっとしたい。
- ・簡単なゲーム等を取り入れるともっと交流が深まるのではないかと。

- ・勉強的な要素をもう少し取り入れてはどうか。
- ・交流の場だけであれば、フリースペースなど他の資源を活用してはどうか。
- ・ピアのつどいを自分達で積極的に企画できると良い。
- ・グループワーク的に話した内容についてキャッチボールできると良い。など

4 第2回ピアのつどいの活動内容について

- ・8/9(日)午後1時30分～3時30分 シティプラザ3階研修室
- ・司会を参加者で行う。(立候補者2名)
→事務局にて司会シナリオを作成する。グループワークについては第3回以降にて検討する。
- ・次回テーマ
 - ① 「仲間・友達（良かった人、困った人）との付き合い方」
 - ② 「仕事への取り組み方」

(部会委員からの提案)

- ・情報コーナーの設置
各事業所のチラシ等を置き、いろいろな情報提供を行う場として活用。
- ・ピアのつどい、家族サロンのチラシについて、目的や対象者等を明記したものを作成し、市役所販売や各事業所の保護者会、セミナー等を利用し、積極的にチラシを配布する。 → 7月中旬までに作成



第2回精神障害者ピアのつどい

日時 平成27年8月9日（日） 13：30～15：30

場所 伊勢原シティプラザ 3階研修室

参加人数 16名（内当事者11名）

【主な議題と内容】

※今回より、司会者2名を選び、事務局作成のシナリオにそって進行を行う。

1 本日のテーマについて

① 仲間・友達（良かった人、困った人）との付き合い方について

・「関わりは個別に」

→Aさん、Bさん、Cさんと人によって違う対応を心がけている。

・「誤解は解かない」

→“お前は俺をバカにしている”と言われても、そのままにしておく。本人は間違っていないと思って発言しているため、誤解を解こうとするとおもしろくなる。

・「困った方が工夫をする」

→夜中に電話がかかってきたときに、自分が困るのであれば回避するよう電話線を外すなど自分で工夫しておく。

・困ったときにはスタッフに相談するようにしている。

・深く付き合わず、広く浅く付き合うようにしている。

② 仕事への取り組み方について

・仕事をやらされていると思わないようにしている。

・周りを気にせず自分のペースで仕事をするようにしている。

・適度に手を抜くようにしている。

・病状安定が最優先。病気があることを忘れないように。

・向き、不向きより前向きに取り組むよう心がけている。

2 第3回ピアのつどいの活動内容について

・10/25(日)午後1時30分～3時30分 シティプラザ3階研修室

・次回のテーマについて

精神疾患以外の病気になったときに対応について →「健康管理について」

・次回は2グループに分かれ意見交換を行い、その後意見をまとめグループの代表者が発表を行う。

3 次回スタッフ側の対応の仕方について

・グループ分けするため、司会役のサポートをスタッフで行う。

・発言の順番はトランプで決める。

・初参加の人にも、ピアのつどいのルールが伝わるように司会シナリオの中に入れておく。

4 スタッフの当番制について

年6回の開催について、スタッフの出席について当番制にしてはどうかとの意見あり。

スタッフ当番表を作成する（各回3名対応、内1名は事務局）



今回から趣味のコーナーの隣に情報コーナーを設置し、各機関のチラシ等を置いた。



その場を盛り上げようと、数日前よりネタを仕込み披露する場面があるなど、回を重ねる毎に楽しい雰囲気作りもできてきました。

第1回家族サロン

日時 平成27年9月17日（木） 13：30～15：30

場所 そよ風ハウス

参加人数 12名（内当事者家族 7名）

[主な議題と内容]

今年度より「引きこもりや精神疾患でお悩みのご家族の方」から「精神障害者のご家族をもつ方」とのことで広く周知したことにより、6名の新規参加者の申込みがあった。

1 ご家族のことについての情報交換

自己紹介を含め、ご家族のことについてお話していただきました。

- ・母親が10年前頃より躁鬱病になり、思うように行かないと自殺をするなどと刃物を持ったりして家族を脅かすこともあり、対応に苦慮している。
- ・介護者である両親が80代の高齢となり、親亡き後が心配である。
- ・自立をしたいと言う本人の意向に対しての不安。
- ・入退院を繰り返している子が近日中に退院をする予定。退院直後は安定しているが、数カ月経つと落ち着かなくなり再入院となっている。繰り返さないための今後の対応の仕方について知りたい。

→ 今回娘さんの立場での参加があったことで、親の立場、子どもの立場でのご苦労についてのお話があり、参加者同士でアドバイスをする等場面がありました。ご家族としてご本人自身に変わってもらいたい気持ちは理解するが、期待することでの介護者側のストレスは計り知れないものがあり、秦野保健福祉事務所黒田氏からは「興味のあることを一緒にやってみる、嬉しいことを素直に伝える、わからないから教えて欲しいなど協力を求めるなど、上手に声掛けができると何かのきっかけづくりになるかもしれない。」などのアドバイスがあり、参加者は少し気持ちが楽になったとの感想がありました。



2 第2回家族サロンについて

平成28年3月3日（木） 午後1時30分～3時30分 そよ風ハウスにて

※サロンチラシについては、平塚保健福祉事務所主催のセミナー等を活用し周知する。

当事者部会

第1回当事者部会(権利擁護部会合同開催)

日時	平成27年6月3日(水)	10:00~12:00
場所	伊勢原市役所 2階	2C・2D会議室
参加人数	権利擁護部会員 7名、当事者部会員 13名、行政職員 6名	計 26名

[主な議題と内容]

※「第1回権利擁護部会」参照

第2回当事者部会

日時	平成27年9月1日(火)	10:00~12:00
場所	伊勢原市役所 2階	2C・2D会議室
参加人数	18名	

[主な議題と内容]

- 1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についての意見交換
厚生労働省における対応要領(案)を参考に「差別的取扱い」及び「合理的配慮」の具体例について当事者及び支援者より情報収集する。

※下記の内容は、参加者から出された具体例の一部を要約しています。

<差別的取扱いについて>

○市庁舎・出張所等出先

- ・自署を求められ、代筆を依頼した際に快く受け取ってもらえない(視覚)
- ・身障者用トイレ表示がなくどこにあるのかわからない(肢体不自由)
- ・制度案内が難しい言葉で書いてあるため、自分の受けられるサービスについて知ることができない(知的)
- ・市役所より届く書類の内容が理解できず、一人で手続きが行えない(知的)

○幼稚園・保育所

- ・両親がろう者であることで、子どもの発語の遅れを心配され療育相談をすすめられた。(聴覚)

○学校

- ・普通学校を紹介する前に、ろう学校をすすめられる(聴覚)

○公民館・市民センター等

- ・総合運動公園のトレーニング器具を使用する際、ガイドヘルパーと一緒にないと使用することができない(視覚)

○病院・診療所

- ・予約や会計処理が電子化され、操作がわからない（知的）

○市議会

- ・傍聴者用の点字資料の用意がされていない、手話通訳者の設置がない（視覚・聴覚）

○選挙管理委員会・投票所

- ・選挙入場整理券が送付されたが、点字加工がされていなかった（視覚）
- ・期日前投票に行った際、点字の投票用紙が用意されていなかった（視覚）
- ・手話で伝える選挙公報がない（聴覚）
- ・投票所には駐車場がなく、また段差があり車椅子で入れない（肢体不自由）

○その他

- ・自治会の回覧が点字ではないため内容がわからない（視覚）
- ・郵送物に点字加工されていないものがある（視覚）
- ・お店に入っても視覚障害があることに気づいてもらえず案内がない（視覚）
- ・聴覚障害があることで事務仕事を断られた（聴覚）
- ・館内アナウンスが聞こえない（聴覚）
- ・銀行で呼ばれても気づかず、ずっと待っていた（聴覚）
- ・エレベーターの設置場所が不便な所にありわかりにくい。また遠回りになる（肢体不自由）
- ・車椅子用のカートが用意されていない（肢体不自由）
- ・仕事を探している時に障害があることが判ったとたんに態度が変わる（知的・精神）

<合理的配慮について>

○市庁舎・出張所等出先

- ・代筆を前提とした受付を行う（視覚）
- ・入庁から退庁まで誘導を行う（視覚）
- ・点字での対応（視覚）
- ・手話通訳者の設置または筆談等の対応（聴覚）
- ・わかりやすい文章による資料作成（聴覚・知的）
- ・人が多い場所は苦手なため土曜開庁または駅前窓口での対応可とする（精神）

○救急・消防

- ・救急車内に筆談用ボードを準備しておく（聴覚）

○病院・診療所

- ・受付から会計まで誘導を行う（視覚）
- ・盲導犬に配慮したスペースの確保（視覚）
- ・筆談等での対応（聴覚）
- ・待ち時間がわかるような表示（知的・精神）

○市議会

- ・傍聴者用の点字資料の用意、手話通訳者の設置（視覚・聴覚）

○選挙管理委員会・投票所

- ・点字での対応（視覚）
- ・投票所での入場から退場までの誘導（視覚）

○その他

- ・車椅子でも利用できるATMへの案内（肢体不自由）
- ・電車内の電光掲示によるアナウンス（聴覚）
- ・高いところに陳列してある商品を代わりに取る（肢体不自由）
- ・職場において、体調に合わせて適宜休憩がとれるようにする（精神）

上記意見について取りまとめ、モデル協議会等において報告することとする。